## 宇陀市の平成25年度の財政健全化判断比率についてお知らせします。

平成26年9月5日 宇陀市企画財政部財政課

## 1. 財政健全化判断比率とは?

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政健全化判断比率を用いて 宇陀市の財政状況を市民の皆様にお知らせします。

財政健全化判断比率とは、各地方公共団体が住民に向けて財政状況を公表するために設定された全国統一の指標で、本日開会された宇陀市議会への報告も同法で義務付けられており、指標の内容によっては財政上の制約や健全化計画を策定、実行する必要があります (法律と制度の詳しい内容は、後述「6. 法律の概要」をご覧ください。)

## 2. 宇陀市の各会計と指標の対象範囲

## 健全化判断比率等の対象となる宇陀市の会計

## 【財政健全化法の4+1指標】

宇陀市一般会計	普通会計 (一般会計+住 宅三資金会計+ 霊苑会計+力の4 会計を通算した ものを指します。		実質赤字比率	連結				
(宇陀市には、12事業の特別会計があります。)	公営事業会計			 実質赤字	••••••	実質:		
うち公営 企業会計 4公営企業(上水 道・市とのである。 様苑)とと簡道のの をでする。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対します。	(上記を除く9 会計で、左欄の6会計で、上記を除く 6会計で、左国民 時代と を 会会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会			比率		公債費比率	将来負担比率	<ul><li>公営企業の</li><li>資金不足比率</li><li>☆公営企業会計</li></ul>
一部事務組合(宇陀宇陀衛生組合・東宇陀 ど) 広域連合(桜井宇陀	環境衛生組合な	<u></u>		 				ごとに算定
宇陀市土地原	開発公社			 				

# 3. 平成25年度決算に基づく宇陀市の財政健全化判断比率の結果 【この指標の見方】

※ 各指標の「早期健全化基準」「財政再生基準」については、いずれの数値についても、より小さい方が財政的に良好であると言えます。当然ながら「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については「▲(赤字)」よりも「黒字」が最良であり、公営企業については「資金不足」が生じていないことが最良です。

			早期健全化	B B B B B B B B B B B B B B B B B B B		
No.	指標	指標 指標の概要		宇陀市に 適用される 基準		財政再生基 準(レッド カード)
1	実質 赤字比率	普通会計の実質収支赤字額 標準財政規模	▲11. 25 ~ ▲15.00%	<b>▲</b> 13. 03%	+5.60% (黒字)	▲20.0%
2	連結実質赤字比率	全会計の実質収支赤字額 標準財政規模	▲16. 25% ~▲20.00%	<b>▲</b> 18. 03%	+14.93% (黒字)	▲30.0%
3	実質公債費 比率	普通会計の公債費(元利償還費)+特別会計・公営企業・一部事務組合へ繰り出す公債費標準財政規模のH23~H25の3ヵ年平均	25. 0%	同左	18. 0%	35.0%
4	将来負担 比率	普通会計が負担すべき将来の債務(全会計・一部事務組合の負担義務のある残債、土地開発公社の債務保証、負担義務のある職員の退職金など)標準財政規模	350.0%	同左	174. 5%	なし

公営企業(公営企業とみなす特別会計を含む)

	の内部留付 資金(流 資産)の 資産)の 資産)の	公営企業等 の内部留保 資金(流動	簡易水道事業			_			
			下水道事業	<b>▲</b> 20.0%		_			
5		足額	保養センター事業		同左	<b>▲</b> 297. 2%			
υ	比率	- 公営企業の 営業の規模	•	•	市立病院事業	<b>▲</b> 20. 0%	问在	_	
	公営企営業の					<u> </u>			
			上水道事業			—			

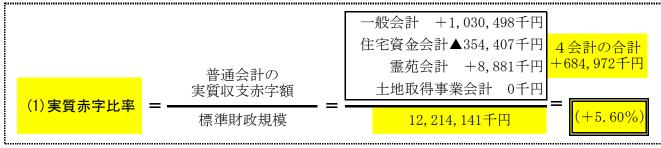
普通会計=

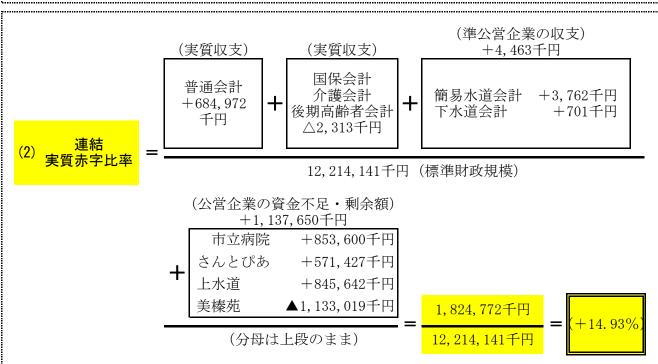
宇陀市の場合、「一般会計」「住宅新築資金等特別会計」「霊苑事業特別会計」 「土地取得特別会計」の4会計を通算したもの。

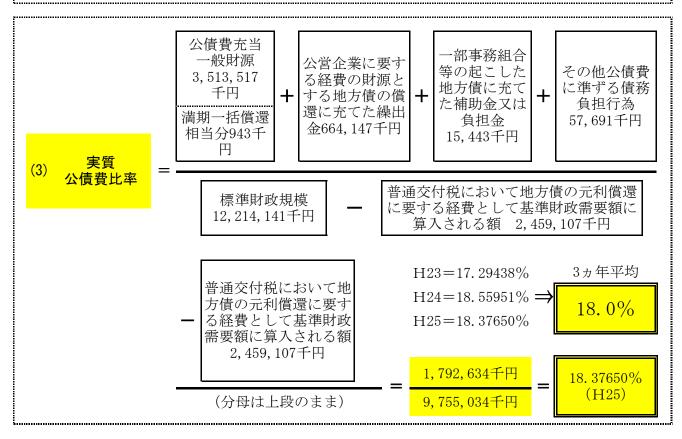
標準財政規模=

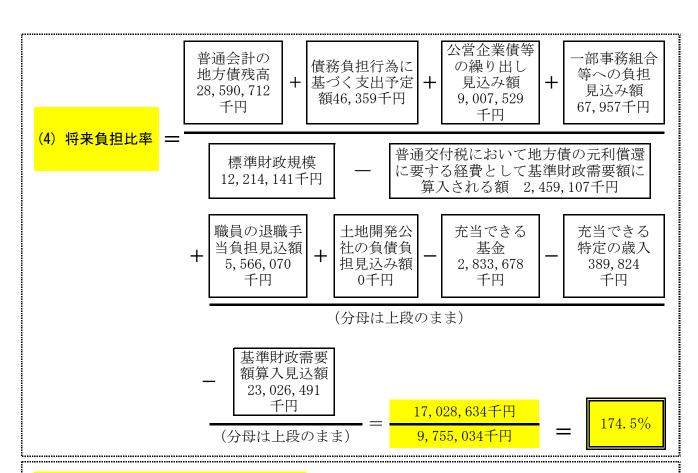
地方自治体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模 を示すもの。 (標準税収入+各譲与税+普通交付税+臨時財政対策債)

#### 4. 宇陀市の財政健全化判断比率の積算根拠となったH25決算数値









(5) 公	営企業の	資金不	足比率
-------	------	-----	-----

	営業の規模(A)	流動資産(B)	流動負債(C)	解消可能資金 不足額(D)
簡易水道事業	275, 074	1, 020, 975	1, 017, 213	0
下水道事業	252, 136	855, 657	854, 956	0
保養センター事業	381, 135	5, 753	1, 235, 770	96, 998
市立病院事業	2, 493, 809	1, 058, 666	205, 066	0
介護老人保健施設	510, 653	595, 828	24, 401	0
上水道事業	357, 147	955, 669	110, 027	0

	資金不足比率 (B) - (C) + (D) (A)
簡易水道事業	(+) 1.3 %
下水道事業	(+) 0.2 %
保養センター事業	<b>▲</b> 297.2 %
市立病院事業	(+) 34.2 %
介護老人保健施設	(+) 111.9 %
上水道事業	(+) 236.7 %

「資金不足比率」欄の「(+)%」 ※1 という表示は、資金不足が生じてい ないことを表しています。

簡易水道・下水道の2会計については、(B)欄の「流動資産」を「歳入」と、(C)欄の「流動負債」を「歳出」と読み替えます。

(D)欄の「解消可能資金不足額」 ※3 は、資金不足(又は赤字収支)でない場合は算出しません。

#### 5. 宇陀市の財政健全化比率の結果

- (1) 平成25年度決算数値に基づく宇陀市の財政健全化比率の結果は次の通りです。
  - ①実質赤字比率=黒字でした。(黒字額は、対前年度比0.37ポイント改善しました)
  - ②連結実質赤字比率=黒字でした。(黒字額は、対前年度比0.62ポイント縮小しました)
  - ③実質公債費比率=健全化基準をクリアしました。(対前年度比0.6ポイント改善しました)
  - ④将来負担比率=健全化基準をクリアしました。( " 17.5ポイント改善しました)
  - ⑤公営企業等(6会計)の資金不足比率
    - イ. 保養センター事業(美榛苑) 会計については、平成21年度に監査法人による個別外部 監査を受け、この報告をもとに経営健全化計画を策定しました。また平成25年度には 計画変更にかかる市議会の議決をいただき、追加支援を実施しました。平成25年度の 資金不足比率は、平成24年度と比較した場合10.0%後退したものの、変更計画に おいては306.1%を予定しており、297.2%と8.9%上回っています。 今後も変更計画に基づき更なる経営健全化に努めていきます。
    - ロ.保養センター事業会計を除く5公営事業会計については、資金不足は生じていません。

## 6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要(抜粋)

#### (1) 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければならない。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率 (全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に 対する比率)

#### (2)財政の早期健全化

①財政健全化計画

財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画 を定めなければならない。

②財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣 ・都道府県知事へ報告する。

又、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

③国等の勧告など

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められる 認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。

## (3)財政の再生

#### ①財政再生計画

財政健全化判断比率のうちの実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率(以下「 財政再生判断比率」という。)が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなけれ ばならない。

## ②財政再生計画の策定手続、国の同意等

- イ. 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表する。
- ロ. 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めること。
- ハ. 財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況 を議会に報告し、公表する。

#### ③地方債の起債の制限

財政再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債がで きない。

#### ④地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第 5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内 である地方債(再生振替特例債)を起こすことができる。

#### ⑤国の勧告、配慮等

- イ. 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告することができる。
- ロ. 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び他 の地方公共団体は適切な配慮を行う。

#### (4) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。

これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。 又、(2)の②、③の規定、及び(5)の規定を準用する。

#### (5) 外部監査

地方公共団体の長は、財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

以上